

平成二十八年内閣府令第六号

不当景品類及び不当表示防止法施行規則

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条第一項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第三項、第四項、第五項第三号及び第六項、第十一条第一項及び第二項、第二十一条、第三十一条第一項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（公聴会の公告）

第二条 消費者庁長官は、法第三条第一項及び第六条第一項の規定による公聴会を開こうとするときは、その期日の十四日前までに、公聴会の期日及び場所、案件の内容並びに意見申出要領を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

（公述人の選定）

第三条 公聴会において意見を述べることができる者は、前条の規定により意見を申し出た者のうちから消費者庁長官が選定し、本人にその旨を通知する。

2 消費者庁長官は、前項の選定をする場合において、当該案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないようにこれをしなければならない。

（公述の依頼）

第四条 消費者庁長官は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係行政機関の職員に公聴会において意見を述べることがを求めることができる。

（公聴会の実施）

第五条 公聴会は、消費者庁長官が指定する消費者庁の職員に主宰させることができる。

2 前項の規定により公聴会を主宰した職員は、次条各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、消費者庁長官に提出するものとする。

（公聴会の記録）

第六条 消費者庁長官は、公聴会について、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

一 案件の内容

二 公聴会の期日及び場所

三 公聴会において意見を述べた者の氏名、住所及び職業（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びにその意見の要旨

四 その他必要な事項

（法第七条第二項等の規定による資料の提出要求の手続）

第七条 消費者庁長官は、法第七条第二項又は第八条第三項の規定に基づき資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする。

一 事業者の氏名又は名称

二 資料の提出を求める表示

三 資料を提出すべき期限及び場所

2 法第七条第二項及び第八条第三項に規定する期間は、前項の文書を交付した日から十五日を経過する日までの期間とする。ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な

事由があると認められる場合は、この限りでない。

（法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置）

第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が同条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。

（法第八条第四項に規定する内閣府令で定める合理的な方法）

第八条の二 法第八条第四項に規定する内閣府令で定める合理的な方法は、課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における同条第一項に定める売上額を当該期間

の日数で除して得た額に、課徴金対象期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法）

第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならぬ。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第三項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 電磁的記録を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（以下「電磁的方法」という。）

- 2 前項の報告書には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。
- 3 第一項第二号に掲げる方法により同項に規定する報告書が提出された場合において、当該報告書を日本郵便株式会社（昭和二十四年法律第二百十三号）第七條第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その表示がないときはその表示が明瞭でないときはその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日の午後十二時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。
- 4 第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

（実施予定返金措置計画の認定の申請の方法）

第十条 法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（第十一条第一項第二号及び第五号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- 一 金銭以外の支払手段を交付する措置を実施しようとする場合にあつては、当該措置に係る支払手段が資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段に該当すること及び次条の基準を満たすことを明らかにする資料
- 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料
- 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料
- 四 その他法第十条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料

（法第十条第一項に規定する内閣府令で定める基準）

第十条の二 法第十条第一項に規定する金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該前払式支払手段を使用することができる地域範囲その他の事情に照らして特定消費者による当該前払式支払手段の使用が困難でないこと。
- 二 当該前払式支払手段を使用することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限が著しく短いものでないこと。
- 三 当該前払式支払手段を使用してその代価の弁済をすることができる物品その他の財産的価値（本邦通貨及び外国通貨を除く。）又は役務の範囲が極めて限定されたものではないこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

（法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項等）

第十一条 法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十条第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置（次項において「認定申請前の返金措置」という。）の対象となつた者の氏名又は名称
- 二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）
- 三 第一号に規定する者からの法第十条第一項に規定する申出があつたこと。
- 四 金銭以外の支払手段を交付した場合にあつては、第一号に規定する者から法第十条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額
- 五 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日
- 六 第一号に規定する者に対して金銭の額及び計算方法
- 七 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法
- 八 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項各号に掲げる事項を第十条第一項の申請書に記載する場合には、当該申請書には、認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあつては、前項第四号に定める事項を証する資料を含む。）を添付するものとする。

（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条 法第十条第四項の規定による報告をしようとする者（次項第二号及び第四号において「申請後認定前報告者」という。）は、様式第三による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十条第一項の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（第八号及び次項において「申請後認定前の返金措置」という。）の対象となつた者の氏名又は名称
- 二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）
- 三 第一号に規定する者からの法第十条第一項に規定する申出があつたこと。
- 四 金銭以外の支払手段を交付した場合にあつては、第一号に規定する者から法第十条第一項に規定する承諾があつたこと。

五 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請後認定前報告書に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額

六 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日

七 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法

八 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法

九 申請後認定前の返金措置に要した資金の額及びその調達方法

十 その他参考となるべき事項

三 第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、前項第四号に定める事項を証する資料を含む。）及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

（法第十条第五項第三号に規定する内閣府令で定める期間）

第十三条 法第十条第五項第三号に規定する内閣府令で定める期間は、法第十五条第一項の規定による通知を受けた者が、第十条第一項の申請書を消費者庁長官に提出した日から四月を経過する日（法第十条第七項において準用する場合にあっては、第十条第一項の申請書に記載された実施予定返金措置計画の実施期間の末日から一月を経過する日）までの期間とする。

第十四条 法第十条第六項の規定により認定実施予定返金措置計画の変更の認定の申請の方法）

（認定実施予定返金措置計画の変更に係る認定の申請の方法）

第十四条 法第十条第六項の規定により認定実施予定返金措置計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、様式第四による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

第十五条 前項の申請書には、法第十条第九項の規定による認定の通知に係る資料の写しその他同条第六項の認定をするため参考となるべき事項を記載又は記録した資料を添付するものとする。

（認定実施予定返金措置計画の実施結果の報告の方法）

第十五条 法第十一条第一項の規定による報告をしようとする者は、様式第五による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

二 前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一 法第十条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画（同条第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次号及び次条において同じ。）に適合して実施されたことを証する資料

二 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

三 法第十条第一項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

（法第十一条第二項に規定する内閣府令で定める金銭の額の計算）

第十六条 法第十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次項に定める場合を除き、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に法第十条第三項に規定する事項が記載若しくは記録されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合）にあっては、当該記載若しくは記録又は報告に係る返金措置を含む。次号及び次項において同じ。）において交付された金銭の額が当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（法第十一条第一項の規定による報告をした者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額。以下「特定購入額」という。）に相当する額を上回るとき、当該特定購入額に相当する額

二 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額以下であるとき、当該返金措置において交付された金銭の額

2 法第十二条第四項の場合において、「二以上子会社等実施返金措置」という。の結果を報告し、消費者庁長官が同条第二項の規定により当該二以上子会社等実施返金措置が当該二以上の特定事業者継子会社等に係る認定実施予定返金措置計画にそれぞれ適合して実施されたとき、当該二以上の特定事業者継子会社等について同項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該二以上子会社等実施返金措置の対象となった者が同一である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置（令第十三条の規定により当該特定事業者継子会社等が行ったとみなされる返金措置を除く。）において交付された金銭の額の合計額に同条の規定により当該特定事業者継子会社等が行ったとみなされる返金措置において交付された金銭の額（ロにおいて「特定交付額」という。）が特定購入額に相当する額を上回るとき、当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき、特定交付額に相当する額

二 前号に該当しない場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額を上回るとき、当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき、当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額

（法第十二条第四項の場合において特定事業者継子会社等が二以上あるときの課徴金の額の減額等の特例）

第十七条 法第十二条第四項の場合において、特定事業者継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち一以上の特定事業者継子会社等について法第十一条第二項の規定により課徴金の額から前

条の規定により計算した額を減額するときは、当該一以上の特定事業者継子会社等（次項において「特例特定事業者継子会社等」という。）に係る法第八条第一項及び

第九条の規定により計算した課徴金の額から前条の規定により計算した額を減額するものとする。この場合において、当該減額後の額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

2 消費者庁長官は、前項の規定により計算した特例特定事業承継子会社等に係る課徴金の額が一万円未満となったときは、法第八条第一項の規定にかかわらず、特例特定事業承継子会社等に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、消費者庁長官は、速やかに、当該特例特定事業承継子会社等に対し、文書をもってその旨を通知するものとする。

第十八条 法第十八条第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。

第十九条 法第十八条第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

(課徴金納付命令の執行の命令の方式等)

第二十条 法第十九条第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもって行わなければならない。

2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。

(身分を示す証明書)

第二十一条 法第二十五条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

(法第三十五条第一項の規定による資料開示要請に係る手続)

第二十一条の二 法第三十五条第一項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して行うものとする。

一 名称及び所在地並びに代表者の氏名

二 電話番号、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）及びファクシミリの番号（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。）

三 当該事業者の氏名又は名称

四 法第三十五条第一項の規定による要請である旨

五 要請の理由

六 合理的な根拠を示す資料の開示を要請する表示

七 希望する開示の実施の方法

(協定又は規約の認定の申請)

第二十二条 法第三十六条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2 前項に規定するものは、同項の規定による書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該同項に規定するものは、当該書類を提出したものとみなす。

(協定又は規約に関する処分告示)

第二十三条 法第三十六条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

一 認定があつた旨

二 当該協定又は規約に係る事業の種類

三 当該協定又は規約の内容

四 認定の理由

2 法第三十六条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

一 取消しがあつた旨

二 当該協定又は規約に係る事業の種類

三 取消しの理由

(通知を受けるべき者の届出)

第二十四条 協定又は規約の認定を受けたものは、当該認定に係る事項について通知を受けるべき者の住所及び氏名を公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに届け出なければならない。

(公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料の作成)

第二十五条 この府令の規定により公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料は、日本語で作成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令等の廃止)

2 次に掲げる府令は、廃止する。

一 不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令（昭和三十七年公正取引委員会規則第二号）

二 不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令（昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）

三 不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手續に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十一号）

四 不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十三号）

（経過措置）

3 この府令の施行前に不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令第一条の規定により提出された協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通は、第二十二条の規定により提出されたものとみなす。

附 則 （令和元年六月二十八日内閣府令第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年二月二十八日内閣府令第八七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月二十四日内閣府令第一六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年四月一八日内閣府令第五四号）

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

様式第一(第9条関係)

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 代表者の役職名及び氏名
 連絡先部署名
 住所又は所在地(郵便番号)
 担当者の役職名及び氏名
 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務	
(2) 当該課徴金対象行為に係る表示	ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容
	イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際
(3) 当該課徴金対象行為をした期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 その他参考となるべき事項

3 添付資料

表のとおり。

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

(記載要領)

1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

当該課徴金対象行為に係る商品又は役務が分かるように1(1)の欄に具体的に記載する。

(2) 当該課徴金対象行為に係る表示

ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容

当該課徴金対象行為に係る表示の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行

為の内容が明らかになるように、1(2)アの欄に具体的に記載する。

当該表示が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際

上記アの表示に対応する課徴金対象行為に係る商品若しくは役務の実際の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者の商品若しくは役務の内容若しくは取引条件の実際を、1(2)イの欄に具体的に記載する。

(3) 当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を1(3)の欄に記載する。

当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であって、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る表示が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

2 その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容(特性等)、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

3 添付資料

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務に関する資料や当該課徴金対象行為に係る表示に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該表示に関する資料としては、①当該表示が商品、容器又は包装による広告その他の表示である場合は当該商品、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る表示を内容とするチラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し(テレビ放送による表示であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける表示であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの)等が考えられる。

(2) 前記1及び2に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記1(3)に記載した事項の裏付けとなる資料には「1—(3)」という番号を「備考」に記載する。

(その他一般的な注意事項)

1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3 本報告書には頁番号を記載する。

4 本報告書を電子情報処理組織を使用して送信する場合は、誤送信することのないようにする。

5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第二（第10条関係）

実施予定返金措置計画の認定申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 代表者の役職名及び氏名
 連絡先部署名
 住所又は所在地（郵便番号）
 担当者の役職名及び氏名
 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項
- 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
表1のとおり。

(表1)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

(単位：円)

- 4 その他
- 5 添付資料

表2のとおり。

(表2)

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

(別紙)

認定申請前の返金措置に関する事項

(注)

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置（本申請書において「認定申請前の返金措置」という。）がある場合に記載する。

1 認定申請前の返金措置に関する事項

表1・表2のとおり。表2は、金銭以外の支払手段（法第10条第1項）を交付した場合にその概要を記載する。

(表1)

番号	氏名・名称	取引日	申出	承諾	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

(表2)

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

2 添付資料

表3のとおり。

(表3)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(記載要領)

1 実施予定返金措置の内容及び実施期間

(1) 実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の「一般消費者」

「一般消費者」（「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」）は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。）第 3 条に規定する「当該事実を証する資料」については、「4 その他」に参考事項として記載する（後記 4（1）を参照）。

イ アの「一般消費者」からの申出があった場合に金銭を交付すること

金銭として「金銭以外の支払手段」（法第 10 条第 1 項参照）を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、前払式支払手段を使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限、その他不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第 6 号。以下「規則」という。）第 10 条の 2 の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

ウ 交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第 4 条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について令第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、令第 5 条で定める方法で算定した購入額）に 100 分の 3 を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるように記載する。

エ 金銭の交付方法

金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

(2) 実施期間

本申請書の提出日から 4 か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及び終了日を記載する。

2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期（既に周知済みの場合は当該周知の時期）、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表1に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定時期を記載する。

4 その他

- (1) 参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第3条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する（例えば、令第3条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。）。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせることにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、当該特定の資料の組合せが分かるように記載する（例えば、資料A、資料B及び資料Cのうち当該事実を証する資料に該当する組合せが資料A及び資料B、資料A及び資料Cであると考えられる場合、当該組合せを明記する。）。

- (2) また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。
- (3) 金銭以外の支払手段を交付する場合は、実施予定返金措置の対象となる者から法第10条第1項の「承諾」を取得する方法を記載する。当該取得の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。
- (4) 認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は6のとおり。

5 添付資料

- (1) ①金銭以外の支払手段を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第7項に規定する第三者型発行者が発行する同条第1項第1号の前払式支払手段に該当すること及び規則第10条の2の基準を満たすことを明らかにする資料、②実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料、③実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料及び④その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。
- (2) 当該資料を添付するに当たっては、表2に、当該資料の内容を記載する。
その際、添付する資料が、(1) ①から④までのいずれに関する資料であるのかを「備考」に記載する。
- (3) 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）の添付資料については6（2）のとおり。

6 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）

- (1) 認定申請前の返金措置に関する事項

別紙の表1及び表2に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、別紙の表1については以下のアからサまで、表2については以下のシからセまでに、それぞれ留意する。

- ア 認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- イ 「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- ウ 「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- エ 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- オ 「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。
- カ 「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額）を記載する。
- キ 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。
- ク 「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- ケ 「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- コ 「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- サ 「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。申請者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。
- シ 「名称・種類」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。
- ス 「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。
- セ 「その他」には、規則第10条の2の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

(2) 添付資料

認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、(1) オの承諾があったことを証する資料を含む。）を添付するに当たっては、別紙の表3に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、別紙の表1記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、別紙の表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、別紙の表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 実施予定返金措置計画は、法第15条第1項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

(表2)

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表3のとおり。

(表3)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

(単位：円)

3 添付資料

(1) 申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

表4のとおり。

(表4)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

表5のとおり。

(表5)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

(記載要領)

1 申請後認定前の返金措置に関する事項

表1及び表2に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、表1については以下の(1)から(11)まで、表2については以下の(12)から(14)までに、それぞれ留意する。

- (1) 申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日(申請後認定前報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第2条第1項の規定を適用する場合にあつては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であつて、当該取引日が確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があつたことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があつたことが分かるように「有」と記載する。
- (6) 「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請後認定前報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあつては、令第5条で定める方法により算定した購入額)を記載する。
- (7) 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。
- (8) 「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (9) 「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (10) 「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (11) 「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。報告者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。
- (12) 「名称・種類」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類(例えば、電子マネー、商品券等)を記載する。
- (13) 「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用するこ

とができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

(14)「その他」には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第10条の2の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表3に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表3の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

3 添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、1（5）の承諾があったことを証する資料を含む。）及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(1) ①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表4に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(2) ②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

上記②の資料を添付するに当たっては、表 5 に、当該資料の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
 - 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
 - 3 本報告書には頁番号を記載する。
 - 4 本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。
 - 5 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。
-

様式第四（第14条関係）（令元内府令17・令2内府令87・一部改正）

認定実施予定返金措置計画の変更認定申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 代表者の役職名及び氏名
 連絡先部署名
 住所又は所在地（郵便番号）
 担当者の役職名及び氏名
 電話番号

年 月 日付で認定を受けた実施予定返金措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第6項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

変更前	変更後

- 3 変更理由
- 4 添付資料

以上

(記載要領)

- 1 変更事項
認定実施予定返金措置計画のうち変更をする事項を記載する。
- 2 変更事項の内容
変更前と変更後を対比して記載する。その際、変更した部分については下線を引く。
- 3 変更理由
認定実施予定返金措置計画の変更が必要となった理由を具体的に記載する。
- 4 添付資料
不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第9項の規定による認定の通知に係る資料の写しその他変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を添付する。
日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関

係部分の抄訳を添付する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
 - 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
 - 3 本申請書には頁番号を記載する。
 - 4 本申請書は、認定実施予定返金措置計画に記載された実施期間の終了日までに消費者庁長官に提出する。
 - 5 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。
-

様式第五（第15条関係）

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 代表者の役職名及び氏名
 連絡先部署名
 住所又は所在地（郵便番号）
 担当者の役職名及び氏名
 電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」といいます。）第11条第1項の規定に基づき、年 月 日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

1 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表1及び表2のとおり。表2は、金銭以外の支払手段（法第10条第1項）を交付した場合にその概要を記載する。

（表1）

番号	氏名・名称	取引日	申出	承諾	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

（表2）

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる	

できる期間又は 期限	
その他	

2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

(1) 個別の通知

表3のとおり。

(表3)

番号	氏名・名称等	取引日	通知日	周知事項	備考

(2) 個別の通知以外の方法による周知

3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表4のとおり。

(表4)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

(単位：円)

4 添付資料

(1) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

表5のとおり。

(表5)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内

容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

ア 個別の通知

表6-1のとおり。

(表6-1)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

イ 個別の通知以外の方法による周知

表6-2のとおり。

(表6-2)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(3) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

表7のとおり。

(表7)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

(記載要領)

1 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表 1 及び表 2 に、法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。

その際、表 1 については以下の (1) から (11) まで、表 2 については以下の (12) から (14) までに、それぞれ留意する。

- (1) 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定による報告をしようとする者（以下「認定後報告者」という。）に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。
- (6) 「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第 4 条で定める方法により算定した購入額（認定後報告者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について令第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、令第 5 条で定める方法により算定した購入額）を記載する。
- (7) 「最低額」には、当該購入額に 100 分の 3 を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。
- (8) 「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (9) 「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (10) 「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (11) 「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。認定後報告者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。
- (12) 「名称・種類」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。
- (13) 「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。
- (14) 「その他」には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第 10 条の 2 の基準を満たすことを基礎

付ける事項を記載する。

2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

(1) 個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表3に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

- ア 「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。
- イ 「取引日」には、実施予定返金措置の対象となる者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（認定後報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、実施予定返金措置の対象となる者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- ウ 「通知日」には、実施予定返金措置の対象となる者に通知した日を記載する。
- エ 「周知事項」には、個別の通知によって周知した事項を記載する。

(2) 個別の通知以外の方法による周知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事業者のウェブサイトへ掲載する方法その他個別の通知以外の方法による周知をした場合は、2(2)に、その周知の方法、周知時期、周知期間及び周知事項を具体的に記載する。

3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表4に、法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表4の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

4 添付資料

①法第10条第1項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、1(5)の承諾があったことを証する資料を含む。）、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料、③法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料を添付する。日本語以外の言

語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

- (1) ①法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表 5 に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

- ア 「番号」には、表 1 記載の認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表 1 記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料 A 及び資料 B を組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料 A 及び資料 B を一つの行に記載する。）。

- イ 「添付資料の標目」には、表 1 記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表 1 記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料 A 及び資料 B を組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料 A 及び資料 B を一つの行に記載する。）。

- ウ 「証する事実」には、表 1 記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

- (2) ②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

上記②の資料として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表 3 記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該資料を整理した上で添付する。また、表 6-1 に、当該資料が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表 6-2 に、当該資料が証する事実等を記載する。

- (3) ③法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

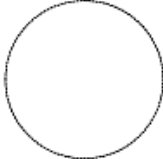
上記③の資料を添付するに当たっては、表 7 に、当該資料の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。

- 4 本報告書は、認定実施予定返金措置計画（法第 10 条第 6 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された実施期間の経過後 1 週間以内（当該実施期間の経過後 1 週間の最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあつては、当該休日の翌日まで）に消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

様式第六（第21条関係）
（第1葉）

		第 号	
		年 月 日	発行
不当品類及び不当表示防止法第25条第1項の 規定による立入検査をする職員の身分証明書			
写 真		押 出 ス タ ン プ	所 属
			官 職
		氏 名	年 月 日生
			発行者名◎

(第2葉)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第25条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第38条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、措置命令、課徴金納付命令又は第24条第1項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の規定により委任された権限（第25条第1項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

第47条 第25条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(公正取引委員会への権限の委任)

第15条 法第38条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第25条第1項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(事業所管大臣等への権限の委任)

第17条 消費者庁長官は、法第38条第3項の規定により、法第25条第1項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(備考) 1 用紙の大きさは、横70mm、縦110mmとすること。

2 発行者は、内閣総理大臣（内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあつては、国家公安委員会）、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。

様式第七（第22条関係）

不当景品類及び不当表示防止法第36条第1項の規定による
協定又は規約認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 殿
消費者庁長官 殿氏名又は名称及び代表者名
住所（電話番号）
氏名又は名称及び代表者名
住所（電話番号）
上記のもの代表者
氏名又は名称及び代表者名
住所（電話番号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

- 1 当該協定又は規約を^{締結}変更（設定）する理由
- 2 当該協定又は規約が法第36条第2項の各号の要件に適合するものであることの説明

以上

- 注1 変更認定の申請をしようとする場合であって、その住所（電話番号）に変更がないときは、その記載を省略することができる。
- 2 変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その旨を記載することにより、上記2に規定する当該協定又は規約が法第36条第2項の各号の要件に適合するものであることの説明の記載を省略することができる。
- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - (2) 用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更
- 3 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。